

第72回 “社会を明るくする運動”

上越市推進委員会要項

令和4年6月2日(木) 13:45～
上越市教育プラザ(研修棟3階) 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 上越市長 | 中川 幹太 |
| (2) 上越地区保護司会会長 | 梅澤 俊行 |
| (3) 新潟保護観察所上越駐在官事務所
主任保護観察官 | 宮下 崇 |

3 議長選出

4 議 題

- (1) 第1号議案 第72回 推進委員会組織について
- (2) 第2号議案 第71回 事業報告及び決算報告について(監査報告)
- (3) 第3号議案 第72回 事業計画及び予算について
- (4) その他

5 議長退任

6 その他

7 閉 会

第72回 “社会を明るくする運動” 上越市推進委員会名簿（案）

NO	氏名	主な公職名
1	中川 幹太	上越市長 上越市推進委員会委員長
2	福田 英司	法務省新潟地方検察庁高田支部 支部長検事
3	小野 記忠	法務省新潟刑務所上越拘置支所 支所長
4	神林 義明	法務省新潟地方法務局上越支局 支局長
5	宮下 崇	新潟保護観察所上越駐在官事務所 主任保護観察官
6	西山 工三	上越人権擁護委員協議会 会長
7	松本 新一	上越市民生委員児童委員協議会連合会 会長
8	阿部 利夫	上越市町内会連絡協議会 会長
9	小林 榮	上越市地域青少年育成会議協議会 会長
10	石黒 和仁	上越市青少年問題協議会委員（小学校）
11	山田 稔	上越市青少年問題協議会委員（中学校）
12	風間 和夫	上越市青少年問題協議会委員（高等学校）
13	吉村 久子	上越市連合婦人会 会長
14	牛木 昇	上越市青少年健全育成委員協議会 会長
15	石曾 根公二	上越地区協力雇用主会 会長
16	脇嶋 孝子	高田地区更生保護女性会 会長
17	安達 ユミ子	直江津更生保護女性会 会長
18	滝澤 恵美子	柿崎地区更生保護女性会 会長
19	杉田 裕子	板倉区更生保護女性会 会長
20	植木 信宏	上越地区BBS会 会長
21	鷲嶺 紀文	上越・妙高保護司会友の会 会長
22	梅澤 俊行	上越地区保護司会 会長
23	松村 公雄	上越地区保護司会 副会長
24	渡邊 長芳	上越地区保護司会 副会長
25	市川 直行	上越地区保護司会 高田分区長
26	関川 正樹	上越地区保護司会 直江津分区長
27	石黒 太一	上越地区保護司会 中部分区長
28	新部 直彦	上越地区保護司会 東部分区長
29	渡部 宜子	上越地区保護司会 地域活動部会長
30	池田 明	上越地区保護司会 広報部会長
31	宮崎 恵子	福祉課長
32	小嶋 栄子	社会教育課長

- 『事務局』 ○ 上越地区保護司会事務局 市川 直行 保坂 亮一
 〒943-0892 寺町2-20-1（福祉交流プラザ内）Tel・fax 522-4693
- 上越市青少年健全育成センター 曾我 茂樹 池田 隆
 山崎美恵子 佐藤 政弘
 〒942-8563 下門前1770（教育プラザ内）Tel・fax 544-4690

第71回 “社会を明るくする運動” 事業及び決算報告

【事業報告】

1 上越市推進委員会 令和3年6月2日(水) 13:45～ (資料1)

2 強調月間事業 7月1日～7月31日

【街頭宣伝活動】 配布物：広報メッセージ入り抗菌ウェットティッシュ

高田・中部分区 7月2日(金) 10:00～ 参加39人
ニ・七の朝市(大町3丁目)、イレブンプラザ前
イオン上越店入口、上越モール入口

直江津分区 7月3日(土) 10:00～ 参加27人
三・八の朝市(中央2・3丁目)、無印良品店入口
水族博物館(うみがたり)前

東部分区 7月4日(日) 9:00～ 参加7人
浦川原区 ナルス浦川原店前
7月11日(日) 9:00～ 参加10人
柿崎区 ナルス柿崎店前

3 広報等の啓発活動

- 「広報上越」7月号掲載
- 市内全中学校へ横断幕及びのぼり旗の掲示依頼
市内全小学校へのぼり旗の配付と掲示依頼
- 市内3箇所で懸垂幕掲示(市役所庁舎、直江津駅前、大手町広場)

4 青少年健全育成事業の推進

地域青少年育成会議活動の支援 (22育成会議)

5 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集(市内小・中学生)

応募依頼：6月中旬：各分区保護司会が小・中学校を訪問し作文募集を依頼

応募数：小学校2校13編， 中学校1校9編， 合計3校22編

入賞：特別賞(新潟県更生保護女性連盟会長賞)

上越市立直江津南小学校 5年 内山 幸佳さん

「やさしい言葉『ありがとう』」

6 上越市青少年健全育成研究会の開催 参加22人

日時：令和3年11月13日(土) 10:00～

会場：上越市教育プラザ3階 大会議室

内容：①講演 演題：「直江津東地域における青少年の健全育成の取組」

講師：直江津東地域学園運営協議会 理事長 高橋 邦夫 様

②意見交換

【決算報告】

令和3年度社会を明るくする運動推進委員会決算書

(単位:円)

収入総額	支出総額	差引残高
313,845	173,215	140,630

<収入の部>

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	付記
愛の協力金	250,000	150,000	△ 100,000	上越地区保護司会より
繰越金	163,845	163,845	0	前年度より
雑収入	1	0	△ 1	利子
合計	413,846	313,845	△ 100,001	

<支出の部>

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	付記
街頭宣伝費	130,000	109,780	△ 20,220	宣伝配付用除菌ティッシュ、お茶、旗竿ポール台
青少年健全育成事業費	260,000	46,257	△ 213,743	プリンター、作文審査お茶、若者育成支援活動経費補助
事務費	23,846	17,178	△ 6,668	通信費、事務用品
合計	413,846	173,215	△ 240,631	

会計監査報告

諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であることを認めます。

令和4年3月25日

監事

市川直行



【事業計画】

第72回 “社会を明るくする運動” 事業計画（案）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため引き続き諸活動の自粛が続いている中でありますが、感染防止に十分な配慮をしながら可能な範囲で従来の活動を実施する方針で計画を作成しました。

なお、今後の状況によっては、事業を変更または中止する場合があります。

- 1 強調月間事業 令和4年7月1日～7月31日
 - 街頭宣伝活動
 - 高田・中部分区 7月2日（土）10：00～
ニ・七の朝市（大町3丁目）、イレブンプラザ前
イオン上越店入口、上越モール入口
 - 直江津分区 7月3日（日）10：00～
三・八の朝市（中央2・3丁目）、無印良品店入口
水族博物館（うみがたり）前
 - 東部分区 頸城区 7月8日（金） 13：00～ 頸城区一円
浦川原区 7月3日（日） 9：00～ ナルス浦川原店前
柿崎区 6月21日（火）15：00～ 浄福寺（お引上げ）

街頭宣伝活動実施要項（案）・・・・・・資料1 参照

- 2 広報等の啓発活動
 - 「広報上越」7月号掲載予定
 - 市内全中学校へ横断幕、のぼり旗の掲示依頼
市内全小学校へ横断幕の配付と掲示依頼及びのぼり旗の掲示依頼
 - 市内3箇所で懸垂幕掲示（市役所庁舎、直江津駅前、大手町広場）
- 3 青少年健全育成事業の推進
 - 青少年育成事業
 - ・ 各地域青少年育成会議事業への支援
 - ・ 青少年健全育成強調月間（11月） 広報用テッシュ・パンフ配布
- 4 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集（市内小・中学生）
6月中旬：小・中学校に依頼（保護司会で学校を訪問し依頼）
- 5 上越市青少年健全育成研究会の開催
 - 日時 7月18日（月・海の日）
 - 会場 柿崎区コミュニティプラザ
 - テーマ 「地域における青少年健全育成（仮）」
 - 内容 ① 柿崎・大潟・吉川の各地域青少年育成会議の活動紹介
② 協議

【予算案】

令和4年度社会を明るくする運動推進委員会予算書

(単位:円)

収入総額	支出総額	差引残高
290,631	290,631	0

1収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
愛の協力金	150,000	250,000	△ 100,000	上越地区保護司会より
繰越金	140,630	163,845	△ 23,215	前年度より
雑収入	1	1	0	利子
合 計	290,631	413,846	△ 123,215	

2支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
街頭宣伝費	130,000	130,000	0	ウエットティッシュ代、お茶代
青少年健全育成事業費	140,000	260,000	△ 120,000	作文コンクール記念品、子ども若者育成支援活動経費補助
事務費	20,631	23,846	△ 3,215	事務消耗品等
合 計	290,631	413,846	△ 123,215	

上越市社会を明るくする運動推進委員会設置要領

(設置)

第1条

犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場に置いて力を合わせ、犯罪のない明るい社会をつくる「上越市社会を明るくする運動」(以下「運動」という)を実施することを目的とした上越市社会を明るくする運動推進委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(事業)

第2条

委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 運動の企画、実施及び啓発に関する事業
- (2) 市内の青少年の非行・犯罪の防止に関する事業
- (3) 更生機関・団体と連絡をとり犯罪予防活動に関する事業
- (4) その他、委員会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第3条

委員会の構成機関・団体及び役職等は、別表に定める。

(役員)

第4条

委員会には委員長1人、副委員長1人及び監事1人を置く。

- (1) 委員長は、上越市長をもって充てる。
 - (2) 副委員長は、上越地区保護司会会長をもって充てる。
 - (3) 監事は、高田分区長をもって充て、会計を監査する。
-
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員長が不在の時は、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条

委員の任期は2年とする。ただし、任期途中において委員の交代が生じたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員から退任したい旨の申し出がないときは、委員は再任されたものとする。

(会議)

第6条

委員は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第7条

委員会の事務・会計及び県推進委員会その他関係団体との調整を行うため、事務局を上越地区更生保護サポートセンターと上越市青少年健全育成センターに置く。

(経費)

第8条

この会に要する経費は、委託金、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(委任)

第10条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

第72回 “社会を明るくする運動”

上越市推進委員会 資料

○資料1	街頭宣伝活動実施計画（案）	・・・・・・・・・・	P1
○資料2	中央推進委員会実施要綱他	・・・・・・・・・・	P2～3
○資料3	新潟県推進委員会実施要綱他	・・・・・・・・・・	P4～7
○資料4	運動記録写真（第71回の活動より）	・・・・・・・・・・	P8～10
○資料5	内閣総理大臣メッセージ	・・・・・・・・・・	P11

街頭宣伝活動実施計画（案）

“社会を明るくする運動” 上越市推進委員会
 （事務局）上越地区保護司会事務局
 上越市青少年健全育成センター

朝市や大型ショッピングセンターなど、人が集まるところで、犯罪や非行の防止を呼びかけ、ウエットテッシュを配って街頭宣伝活動を行う。

＜参加割り当て＞

代表責任者		第1班（高田・中部分区） 高田分区長				第2班（直江津分区） 直江津分区長		
日 時		7月2日（土） 出発式午前9時30分 開始午前10時				7月3日（日） 高田と同じ時間		
集 合 場 所		高田まちかど交流館				レインボーセンター 第3会議室		
参 加 構 成 員	保 護 司 会	4	3	2	2	4	2	1
	更生保護女性会	4	1	2	0	2	1	1
	B B S 会	1	0	0	0	1	0	0
	セ ン タ ー 育 成 委 員 会	2	1	1	1	2	1	1
	民 生 委 員	2	0	1	0	2	1	0
	連 合 婦 人 会	1	0	0	1	2	1	0
	町 内 会 長 会 連 絡 協 議 会	1	0	1	1	1	1	0
	事 務 局	1	0	1	0	1	0	1
	合 計	16	5	8	5	15	7	4

東部分区	浦川原区	7月 3日（日） 9：00～	
	柿崎区	6月21日（火） 15：00～	
直江津分区	頸城区	7月 8日（金） 13：00～	

第72回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
実施要綱

中央推進委員会

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

2 この運動が目指すこと

- (目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
(目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
(2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
(3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
(4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
(5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

4 この運動の組織

この運動は、中央推進委員会並びに都道府県推進委員会及び市区町村等を単位とする地区推進委員会により推進する。

(1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、別添掲記の機関・団体の代表により組織し、次のような活動を行う。

- ① この運動の基本的な方針を定めること
② 内閣総理大臣メッセージ、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」、「更生ベ

ンギンのホゴちゃん」等を活用するなどして、この運動の社会的意義を全国に周知すること

- ③ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会の活動内容の充実や組織強化等を支援すること
- ④ この運動の実施結果を取りまとめ、全国に周知すること

(2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会

都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、都道府県、市区町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し、中央推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行う。

- ① 地域の実情に応じ、この運動において力を入れて取り組むことを参考に、この運動が目指すことに寄与する活動を行うこと
- ② この運動が目指すことに寄与する活動を行う団体又は個人に対し、支援及び協力を行うこと

5 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

第72回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
実施要綱

新潟県推進委員会

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

2 この運動が目指すこと

- (目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

4 この運動の組織

この運動は、新潟県推進委員会及び市区町村又は地区保護司会等を単位とする地

区推進委員会により推進する。

(1) 新潟県推進委員会

新潟県推進委員会は、県単位の組織として、別添掲記の機関・団体の代表により組織し、この活動を企画・実施するとともに、支援及び協力を行う。

新潟県推進委員会の事務を行うため、事務局を下記に置く。

新潟保護観察所 〒951-8104

新潟市西大畑町5191番地 新潟地方法務総合庁舎

TEL 025-222-1531

FAX 025-227-1420

(2) 地区推進委員会

地区推進委員会は、市区町村又は地区保護司会等を単位として、各地域の実情に応じて広く関係機関・団体の参加を求めて組織し、犯罪や非行のない地域社会の実現に寄与する活動を企画・実施する。

地区推進委員会は、その地域における運動実施結果を本年12月9日(金)までに新潟県推進委員会に報告する。

5 この運動の方法

- (1) この運動は、年間を通して実施するものとし、本年7月1日から同月31日までの1か月間を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。
- (2) 再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。
- (3) 関係機関・団体に対して、地域の実情に応じた広報の協力を図る。
- (4) 地域の実情に応じ、この運動が目指すことに寄与する活動を行う。
- (5) この運動が目指すことに寄与する活動を行う団体又は個人に対し、支援及び協力を行うこと
- (6) 新潟県推進委員会及び地区推進委員会は、相互の連携を深め、各活動に対する支援・協力を行う。
- (7) 犯罪や非行のない明るい社会づくりについて県民に理解と協力を求める内閣総理大臣メッセージの周知を図る。
- (8) 犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」及びマスコットキャラクターである「更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん」等を活用するなどして、この運動の社会的意義の周知を図る。

**第72回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
新潟県推進委員会の組織**

(順不同)

【法務省以外の国の機関】	【新潟県関係機関】	公益社団法人新潟県防犯協会
新潟地方裁判所	新潟県	公益財団法人新潟県交通安全協会
新潟家庭裁判所	新潟県警察本部	新潟県少年警察ボランティア連絡協議会
新潟労働局	新潟県中央児童相談所	公益社団法人新潟県暴力追放運動推進センター
新潟公共職業安定所	新潟県女性福祉相談所	新潟県小学校長会
自衛隊新潟地方協力本部	新潟県教育庁	新潟県中学校長会
北関東防衛局新潟防衛事務所	新潟県新潟学園	新潟県高等学校長協会
新潟行政評価事務所	【法務省関係団体】	新潟県小中学校PTA連合会
北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所	新潟県人権擁護委員連合会	新潟県高等学校PTA連合会
関東森林管理局下越森林管理署	新潟県教師会	新潟市小中学校PTA連合会
新潟漁業調整事務所	新潟刑務所篤志面接委員会	公益財団法人新潟県スポーツ協会
新潟海上保安部	新潟少年学院篤志面接委員会	新潟県高等学校野球連盟
【法務省関係機関】	新潟県保護司会連合会	一般社団法人新潟県サッカー協会
新潟地方検察庁	更生保護法人新潟県保護観察協会	新潟県公民館連合会
新潟地方法務局	更生保護法人新潟県保護会	新潟県青少年問題協議会
新潟刑務所	新潟県更生保護女性連盟	新潟県青少年健全育成県民会議
新潟少年学院	新潟県BBS連盟	社会福祉法人新潟県共同募金会
新潟少年鑑別所	特定非常利活動法人新潟県就労支援事業者機構	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
新潟公安調査事務所	【新潟県関係団体】	新潟県社会福祉審議会
東京出入国在留管理局新潟出張所	新潟県市長会	一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会
新潟保護観察所	新潟県町村会	一般社団法人新潟県子ども会育成連合会

【その他の関係団体】

新潟県弁護士会	株式会社日本経済新聞社新潟支局
新潟県司法書士会	株式会社産経新聞社新潟支局
新潟県行政書士会	株式会社時事通信社新潟支局
日本司法支庁センター新潟地方事務所	日本放送協会新潟放送局
新潟県社会保険労務士会	株式会社新潟放送
公益社団法人新潟県社会福祉士会	株式会社N S T新潟総合テレビ
新潟県地域生活定着支援センター	株式会社テレビ新潟放送網
日本郵便株式会社新潟中央郵便局	株式会社新潟テレビ21
日本赤十字社新潟県支部	株式会社第四北越 フィナンシャルグループ
日本ボーイスカウト新潟連盟	株式会社大光銀行
一般社団法人ガールスカウト新潟県連盟	株式会社新潟三樹伊勢丹
新潟県農業協同組合中央会	株式会社アルビレックス新潟
一般社団法人新潟県商工会議所連合会	佐渡汽船株式会社
新潟県石油商業組合	新潟総踊り祭実行委員会
新潟県遊技業協同組合	
新潟県書店商業組合	
公益社団法人新潟県バス協会	
一般社団法人新潟県自動車整備振興会	
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	
東日本電信電話株式会社埼玉事業部 新潟支店	
東日本高速道路株式会社新潟支社	
株式会社新潟日報社	
株式会社朝日新聞社新潟総局	
株式会社毎日新聞社新潟支局	
株式会社読売新聞社新潟支局	

運動記録写真（第71回の活動より）



令和3年6月2日
「上越市推進委員会」



令和3年7月3日
「街頭宣伝活動」（出発式）



令和3年7月3日
「街頭宣伝活動」（直江津）



「社会を明るくする運動」広報活動
懸垂幕掲示（市役所木田庁舎）
令和3年6月～8月



「社会を明るくする運動」広報活動
懸垂幕掲示（直江津駅前）
令和3年6月～8月



令和3年11月13日
「青少年健全育成研究会」
（教育プラザ）

第72回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会的孤立など、社会における様々な“生きづらさ”が存在していることが少なくありません。安全に安心して暮らしていきたいという誰もが抱く願いは、この“生きづらさ”に寄り添う草の根の活動、そして、人と人々が支え合うコミュニティを通じて実現されていきます。

犯罪や非行の防止と立ち直り支援は、国や地方公共団体が一体となって推進していくとともに、保護司をはじめとする民間協力者、そして、地域の多くの方々の御理解と御協力をいただきながら、社会全体で取り組むことが大切です。“生きづらさ”を抱える人、再出発を図ろうとする人の誰もが社会に受け入れられるよう、分野を超えて、それぞれの立場で創意工夫を凝らしていただきながら、包摂的な社会を実現してまいりましょう。

国民の皆様には、「社会を明るくする運動」の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない明るい地域社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根^{しあわせ}」のもと、本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いいたします。

内閣総理大臣

岸田文雄